

改正 個人情報 保護法

個人情報の保護と有用性の確保

- ・個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関(個人情報保護委員会)を設置
- ・データベース提供罪の新設
- ・オプトアウト規定の厳格化等

◆改正のポイント

- ①定義の明確化
- ②個人情報の有用性を確保
- ③個人情報の流通の適正さを確保
- ④個人情報保護委員会の新設・権限
- ⑤個人情報の取扱いのグローバル化
- ⑥請求権(開示、訂正等、利用停止等)



① 定義の明確化

個人情報の定義の明確化 (第2条第1項、第2項)

- ・特定の個人の身体的特徴を変換したもの(例:顔認識データ)等は特定の個人を識別する情報であるため、これを個人情報として明確化する。

要配慮個人情報 (第2条第3項)

- ・人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように、本人同意を得て取得することを原則義務化し、本人同意を得ない第三者提供の特例(オプトアウト)を禁止。

個人情報データベース等 除外 (第2条第4項)

- ・個人情報データベース等から利用方法から見て個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除外。

小規模取扱事業者への 対応 (第2条第5項)

- ・取り扱う個人情報が5000人以下の事業者へも本法を適用。

② 適切な規律の下で 有用性を確保

匿名加工情報
(第2条第9項、第10項
第36条～39条)

- 特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを匿名加工情報と定義し、その加工方法を定めるとともに、事業者による公表などその取扱いについての規律を設ける。

利用目的の制限の緩和
(第15条第2項)

- 個人情報を取得した時の利用目的から、新たな利用目的へ変更することを制限する規定の緩和。

個人情報保護指針
(第53条)

- 認定個人情報保護団体が個人情報保護指針を作成する際には、消費者の意見等を聴くとともに個人情報保護委員会に届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。

③ 流通の適正さを確保

オプトアウト規定の
厳格化
(第23条第2項～第4項)

- オプトアウト規定による第三者提供をしようとする場合、データの項目等を個人情報保護委員会へ届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。

トレーサビリティの確保
(第25条、第26条)

- 受領者は提供者の氏名やデータの取得経緯等を確認、記録し、一定期間その内容を保存。また、提供者も受領者の氏名等を記録し、一定期間保存。

データベース提供罪
(第83条)

- 個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を図る目的でその個人情報データベース等を第三者に提供し、又は盗用する行為を処罰。

④ 個人情報保護委員会 新設及びその権限

個人情報 保護委員会

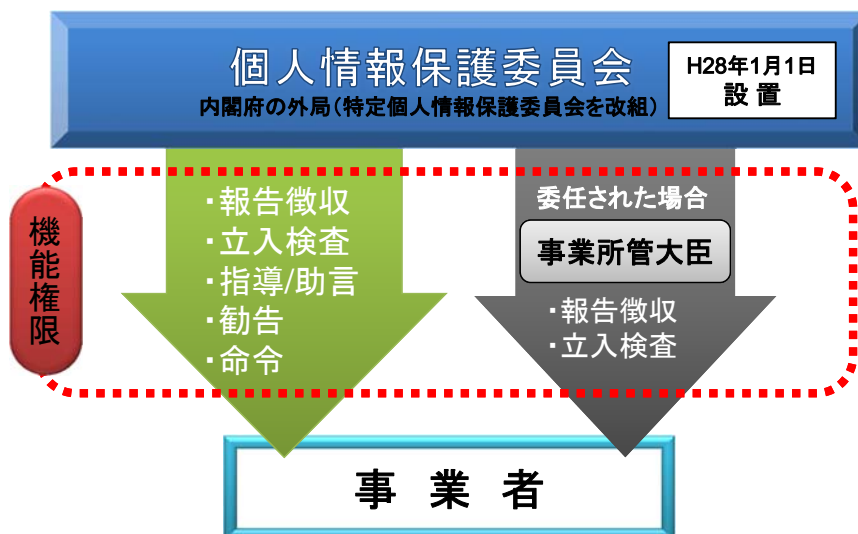
H28.1.1施行時点
(第50条～第65条)

全面施行時点
(第40条～44条、
第59条～74条)

- 内閣府の外局として個人情報保護委員会を新設(番号法の特設個人情報保護委員会を改組)し、現行の主務大臣の有する権限を集約するとともに、立入検査の権限等を追加。

～個人情報保護委員会の新設及びその権限～

内閣府の外局として、個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の有する権限を集約するとともに、立入検査の権限等が追加されます。



⑤ 取扱いのグローバル化

外国事業者への
第三者提供
(第24条)

- 本人同意により外国への第三者提供が可能。また、個人情報保護委員会が認めた国への提供、及び個人情報保護委員会の規則に則った方法による提供も可能。

国境を越えた適用
と外国執行当局へ
の情報提供
(第75条、第78条)

- 物品やサービスの提供に伴い、日本の住居者等の個人情報を取得した外国の個人情報取扱事業者についても本法を原則適用。また、執行に際して外国執行当局への情報提供を可能とする。

⑥ 請求権

開示、訂正等、利用停止等
(第28条～第34条)

- 本人による開示、訂正等、利用停止等の求めは裁判所に訴えを提起できる請求権であることを明確化。

